

令和 8 年 度

リバーサイド居宅介護支援事業所

事業計画書

社会福祉法人 旭川聖会

1 基本方針

在宅生活を営む要支援・要介護者がその生活基盤を基に、その有する能力を有効に活かしながら、利用者はもとよりご家族がサービスを主体的に選択できるよう配慮や助言をし、安心して生活を継続できるよう支援し、効果的な介護保険サービスの提供を行う。

2 重点目標

- (1) 利用者や家族の要望を反映した居宅サービス計画の作成
- (2) 利用者や家族の居宅生活における自立の支援
- (3) 利用者や家族が安心できるサービスの提供
- (4) 関係各機関との緊密な連携
- (5) 介護支援専門員の資質向上

3 サービス内容

- (1) 利用者や家族からの要望を受けて居宅サービス計画を作成する。居宅サービス計画作成には、要支援、要介護状態の維持や軽減、悪化防止を図り、利用者・家族の情報を収集し、自立した生活を営む上での環境を的確に把握し、計画に反映させる。
- (2) サービスが最適の状態で行われているか、利用者及びその家族から確認し、総合的に判断し家族にかわりサービス提供機関及びその他各関係機関と調整を行う。
- (3) より良いサービスを提供する為、情報収集とその状態の変化を把握する。その結果、居宅サービス計画の変更や支援、要介護認定区分変更申請の支援を行う。
- (4) 居宅生活を継続するにあたり直面する多様な問題に対し、常に相談に応じる。又、苦情受付は常に真摯な姿勢で相談を受け、問題解決に当たる。

4 年間研修計画

職員は定期的に認知症、虐待防止、事故防止及び感染症対策に関わる研修会等に参加し、自己研鑽に努める。接遇、介護計画書作成等の技術向上に日々努め、利用者と家族の期待に応えていく。